那覇市立病院付属棟コーヒーショップ運営事業契約書（案）

地方独立行政法人那覇市立病院　理事長　外間浩　（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間に、コーヒーショップ運営事業について、以下のとおり契約を締結する。

（貸付及び事業内容）
第１条 甲は、那覇市立病院付属棟のうち、別紙 1.付属棟平面図に示すカフェ厨房区画（以下「テナント区画」という。）を乙に貸し付け、乙は自らの責任と負担においてコーヒーショップを設置し運営するものとする。

（契約期間）
第２条 契約期間は、令和○年○月○日【契約開始日】から令和 21 年 3 月 31 日までとする。

（目的、遂行業務及び再委託の禁止）
第３条　乙は、本事業の目的が病院利用者等の利便性向上及び那覇市立病院職員の福利厚生の充実であることを認識し、病院利用者等及び職員の用に供するために本事業を行うものとする。
２　乙は、本契約の条項を遵守し、自己の責任と負担において本契約を遂行する義務を負い、施設の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させてはならないものとする。

（人員体制）
第４条　乙は、本契約の遂行のため、乙の従業員１人以上を売店に常駐させ、利用者に配慮した人数の確保に努めなければならない。

（テナント区画の賃料）
第５条　本契約により生じた売上金額は、乙の収入とする。
2　賃料は一定の月額（消費税及び地方消費税を含み、当院との協議により決定する。）を最低保証額とし、売上実績にかかわらず、毎月当該金額以上を支払うものとする。
3　賃料の算定方式は、固定賃料方式、固定賃料に売上手数料を加算する方式、固定賃料又は売上手数料のいずれか高い額を支払う方式、その他乙が提案する方式のいずれかとし、乙が企画提案書において提案した内容を基に、甲と協議の上、契約において定めるものとする。

4　乙は、賃料及び光熱水費及び使用物件の維持保存のための通常必要とする経費のほか、清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかる全ての経費を負担するものとする。
5　賃料、光熱水費については、甲が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。
6　乙は、甲が本事業における賃料を算定するため毎月、甲が指定した期日までに売上（消費税及び地方消費税を含む。）を報告しなければならない。
7　賃料については、第2項に定める方式に従って算定した金額とする。

（報告）
第6条 乙は、本契約に係る売上金額を暦月ごとに取りまとめた売上報告書（自由様式）を作成し、翌月の10日までに甲へ提出しなければならない。
2　乙は、業務に関し監督官庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
3　乙は、甲が、業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならないものとする。
4　甲は、施設等を随時実地調査し、乙に、その管理に関し指示することができるものとする。

（使用施設の管理等）
第7条　乙は、使用施設について最善の保存管理に努めなければならない。なお、これを怠ったことにより施設に損害を与えた場合は、直ちに甲に通知し、その指示を受け、乙の負担により速やかに原状に復さなければならない。
2　乙は、使用施設の模様替え等するときは、甲の許可を得なければならない。なお、模様替え等に要する経費は乙の負担とする。

（営業許可、衛生管理義務）
第8条　乙は、食品衛生法の規定による営業の許可を受けるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
2　乙は、食品衛生法に規定されている条項を遵守し、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に努めなければならない。
3　乙は、委託業務の遂行において、第三者に対し飲食に起因する衛生上の危害等を与えたときは、自己の責任をもって一切の損害賠償及び慰謝に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償義務）

第 9 条　乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲の指示に従い、原状回復又は損害賠償をしなければならない。

（責任者及び従事者）

第 10 条　乙は、従事者の指揮監督及び火元取締をつかさどる業務責任者、火元責任者を定め、甲にその氏名、住所、年齢、その他甲が必要と認める事項を書面にて通知しなければならない。また、通知後に変更があった場合も同様する。

2　業務責任者及び火元責任者は、これを兼ねることができる。

（中途解約）

第 11 条　乙は、本契約を中途解約できるものとし、その場合、乙はあらかじめ 12 ヶ月前までに書面にて通知し、契約の解除に関しての協議を行うこと。ただし、甲が乙に運営事業契約等に違反する事実があったと認める場合を除き、契約日より 3 年が経過するまでは本契約を中途解約できないものとする。

（契約の解除等）

第 12 条　甲は、乙が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、契約期間中であっても本契約を解除することができる。

一　この契約に違反したとき。

二　破産手続き開始、再生手続き開始又は更正手続き開始の申し立てがなされたとき。

三　不正又は不信の行為があったとき。

四　甲の不利益を生ずるような煽動、その他甲の存立目的に反するような行為があったとき。

2　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず本契約を解除することができる。

一　役員等（乙が個人である場合にはその者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七　乙が、一から五までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。

3　前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は甲に対して移転料及びその他補償を一切請求しないものとする。

（報告義務）

第 13 条　乙は、次の各号に該当する事項に関して、その旨を甲に報告しなければならない。

一　毎月の売上金額について。

二　代表者の変更について。

三　常駐する職員の変更について。

四　その他、甲が必要と認めるものについて。

（情報開示請求）

第 14 条　第 13 条 1 項に定める事に関して、甲が乙に対し情報開示請求を行う場合は、必ず文書にて通知し、その理由、利用目的等を明確に記載しなければならない。また、乙は甲からの情報開示請求があった場合は、これも文書にてその可否を通知するものとする。

（個人情報の保護等）

第 15 条　乙は、本契約による業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（原状回復）

第 16 条　乙は、前条に定める契約期間が満了し、契約の更新を行わない場合又は第 12 条の定めにより契約を解除された場合は、使用施設の施設整備等を原状に回復し、甲

の指定する期限までに明け渡さなければならない。ただし、甲、乙が協議の上、合意が得られる場合はその限りではない。

（疑義）

第 17 条　本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上これを定めるものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 沖縄県那覇市古島 2 丁目 31 番地 1
地方独立行政法人那覇市立病院
理事長　　外間　浩

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
△△△△△△△△△△
代表者名 ×× ×××

別記
「個人情報取扱特記事項」

（基本的事項）
第１条　乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）
第２条　乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）
第３条　乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損害の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）
第４条　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）
第５条　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（複写又は複製の禁止）
第６条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（実地調査）
第７条　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）
第 8 条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（資料等の返還等）
第 9 条　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（収集の制限）
第 10 条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（従事者への周知）
第 11 条　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。